## 【1988 年 11 月 29 日】年金審議会の意見に対する総評の見解 日本労働組合総評議会

## 年金審議会の意見にたいする総評の見解

- 1、 今回の意見書は、かねて労働側委員(総評、連合、中立連絡会)が一致して主張してきた改善の要望が、ほとんど盛りこまれておらず、きわめて不満である。
- 2、 とくに、労働者の雇用、定年の実態を無視して、支給開始年齢 65 才実施のスケジュールを明記していること。
- 3、 70 年一元化へむけての「全面財政調整」の地ならしとなる「新たな単一の被用者年金制度」の創設は、その意図に低位平準化の危惧があり、反対である。 とうぜん、改善の方向で組み立てるべきであることを主張したが、無視されていること。
- 4、 6年間にわたる厚生年金国庫負担のくりのべを放置したまま年金保険料の値上げを強要する内容となっていること。
- 5、 以上の諸点については、今後の厚年、共済など全年金制度の改悪に直接連動するものとして、認めることはできないしきわめて遺憾であることを表明する。
- 6、 われわれは、今後も、労働側委員の結束をつよめ諮問される法案要綱、その後の国 会審議などを通じて、あくまでも改善要求を追求していくことを明らかにするもので ある。

1988年11月29日

日本労働組合総評議会